

追 加 資 料

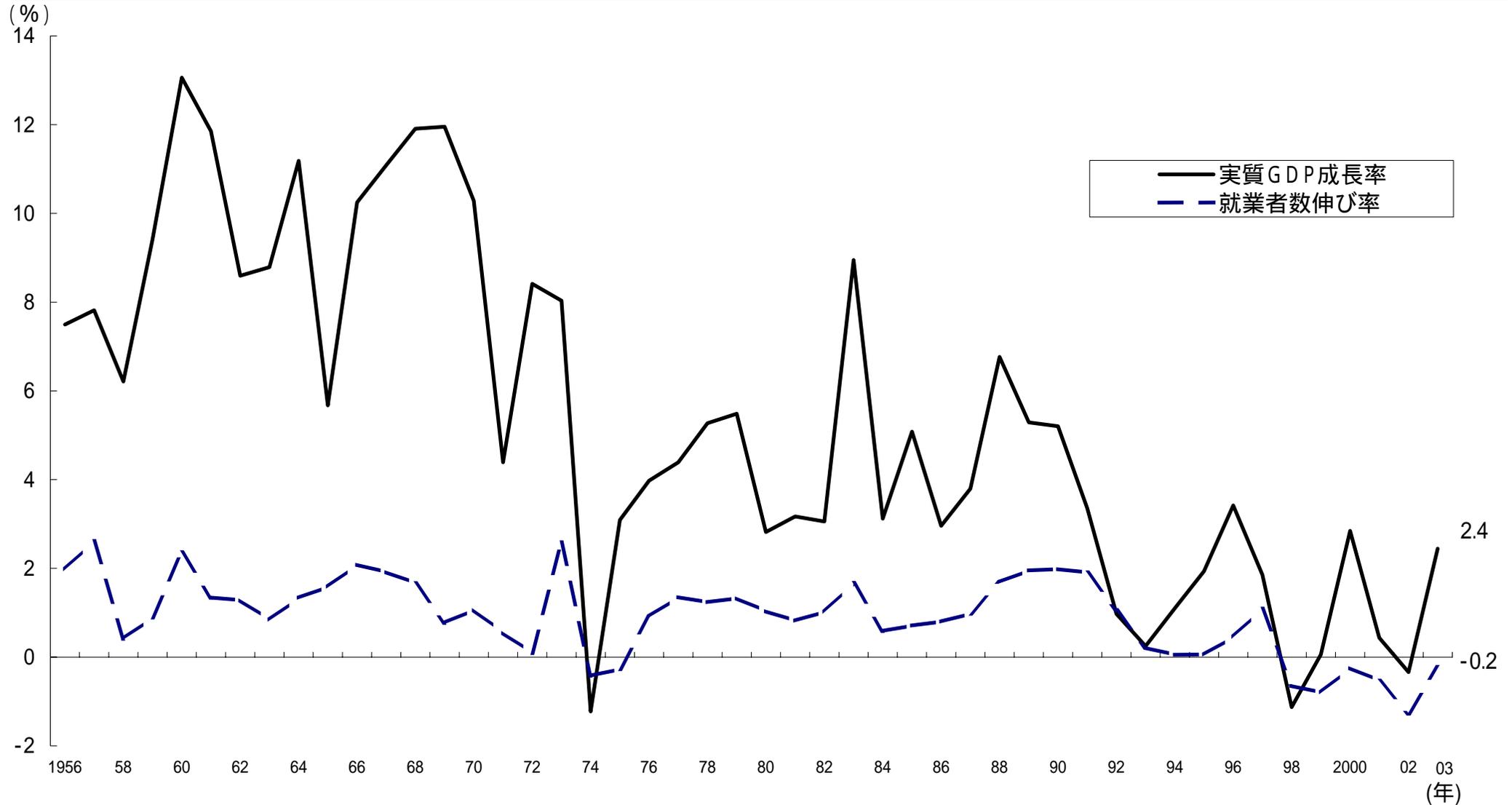
平 成 1 6 年 1 1 月
厚 生 勞 働 省 職 業 安 定 局

< 目次 >

1	経済情勢に関する資料	
(1)	実質GDP成長率等の推移	1
(2)	労働生産性上昇率の推移	2
(3)	産業別労働生産性の推移	3
(4)	主要国の実質GDP成長率の推移	4
(5)	主要国の労働生産性上昇率の推移	5
2	人口減少社会がもたらす影響（メリット・デメリット）について	6
3	所得格差に関する資料	
(1)	所得格差の推移	12
(2)	年齢別の格差の状況	13
(3)	パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差の推移（男性）	14
(4)	パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差の推移（女性）	15
4	納税就業者比率の推移	16
5	高年齢層の就業者に関する資料	
(1)	高年齢層の就業者数等の推移	17
(2)	高年齢層の雇用者数の推移	18
(3)	高年齢就業者の就業理由	19
6	都市の住みやすさの状況	20
7	諸外国の少子化政策の概況	21

1 - (1) 実質GDP成長率等の推移

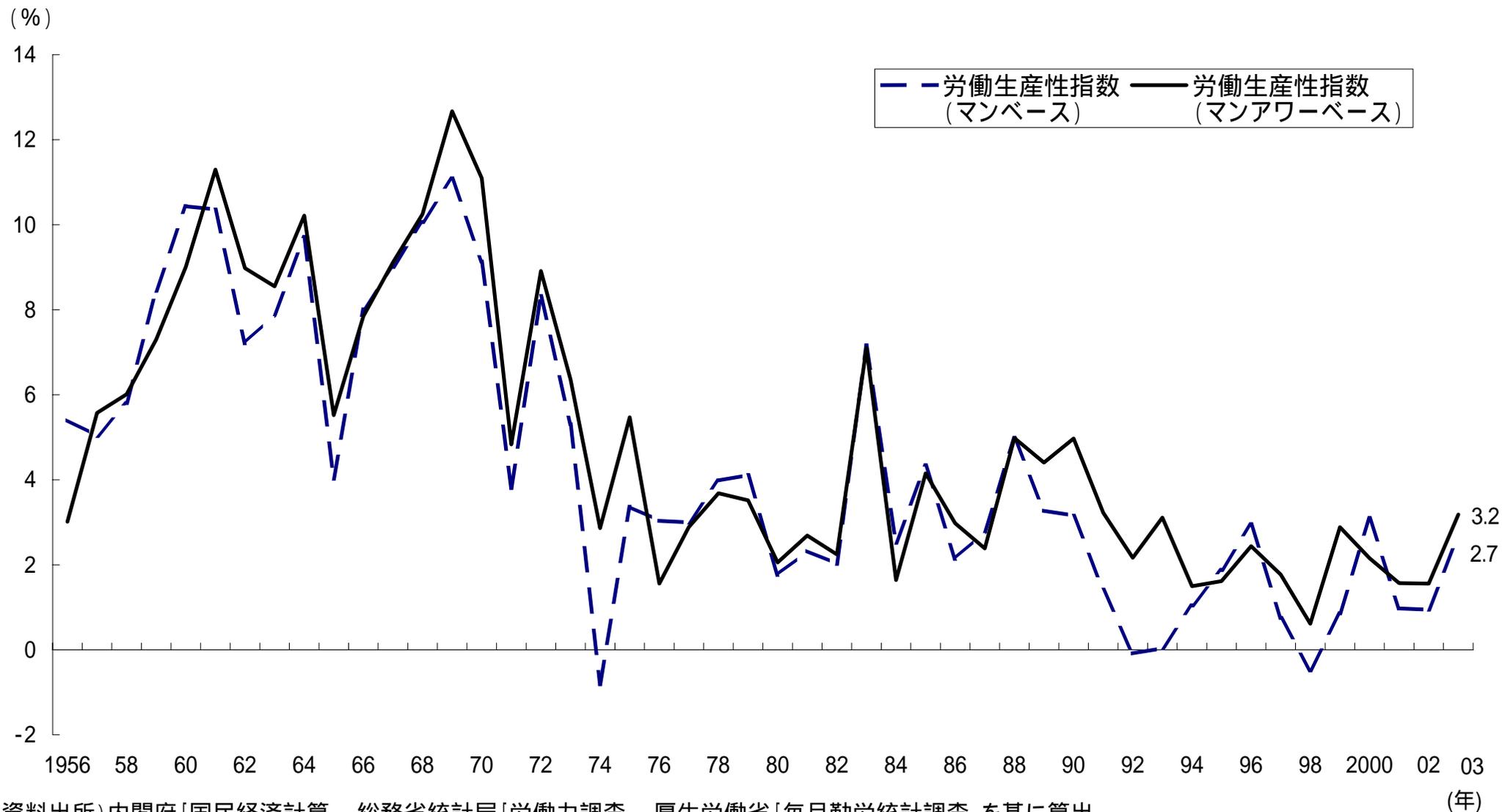
実質GDP成長率の推移を見ると、成長率は長期的に縮小傾向で推移しているが、2003年は減少から増加に転じた。一方、就業者数の伸び率を見ると、1998年からは減少が続いている。



(資料出所)内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「労働力調査」
(注) GDPは2001年までは確報値、2002年は確報改定値、2003年は速報値。

1 - (2) 労働生産性上昇率の推移

労働生産性上昇率の推移を見ると、上昇率は長期的に縮小傾向で推移しているが、2003年は拡大した。



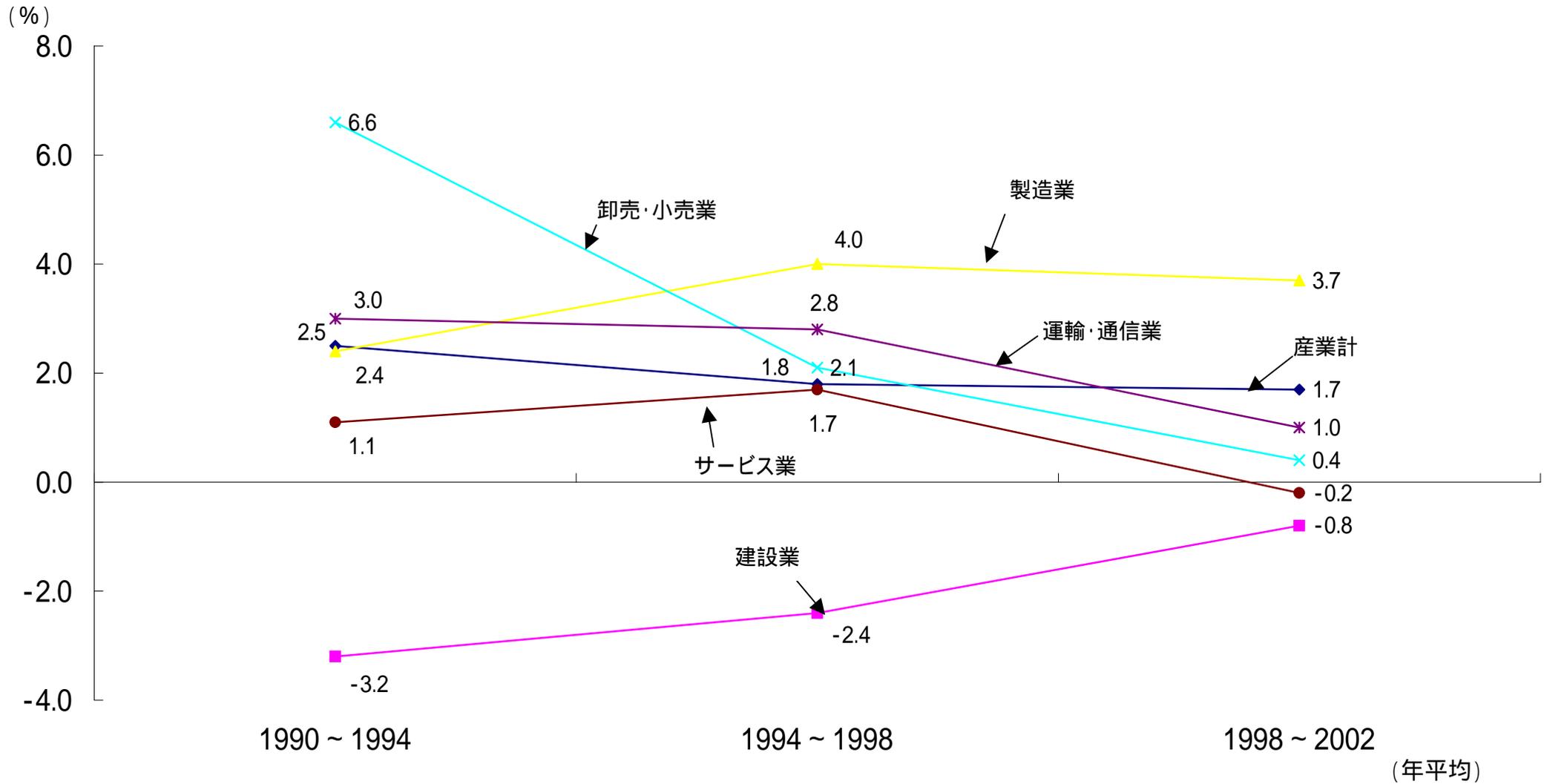
(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に算出

(注) 1. マンベースの労働生産性は実質GDPを就業者数で除したもの。

2. マンアワーベースの労働生産性は実質GDPを就業者数と総労働時間数で除したもの。

1 - (3) 産業別労働生産性の推移

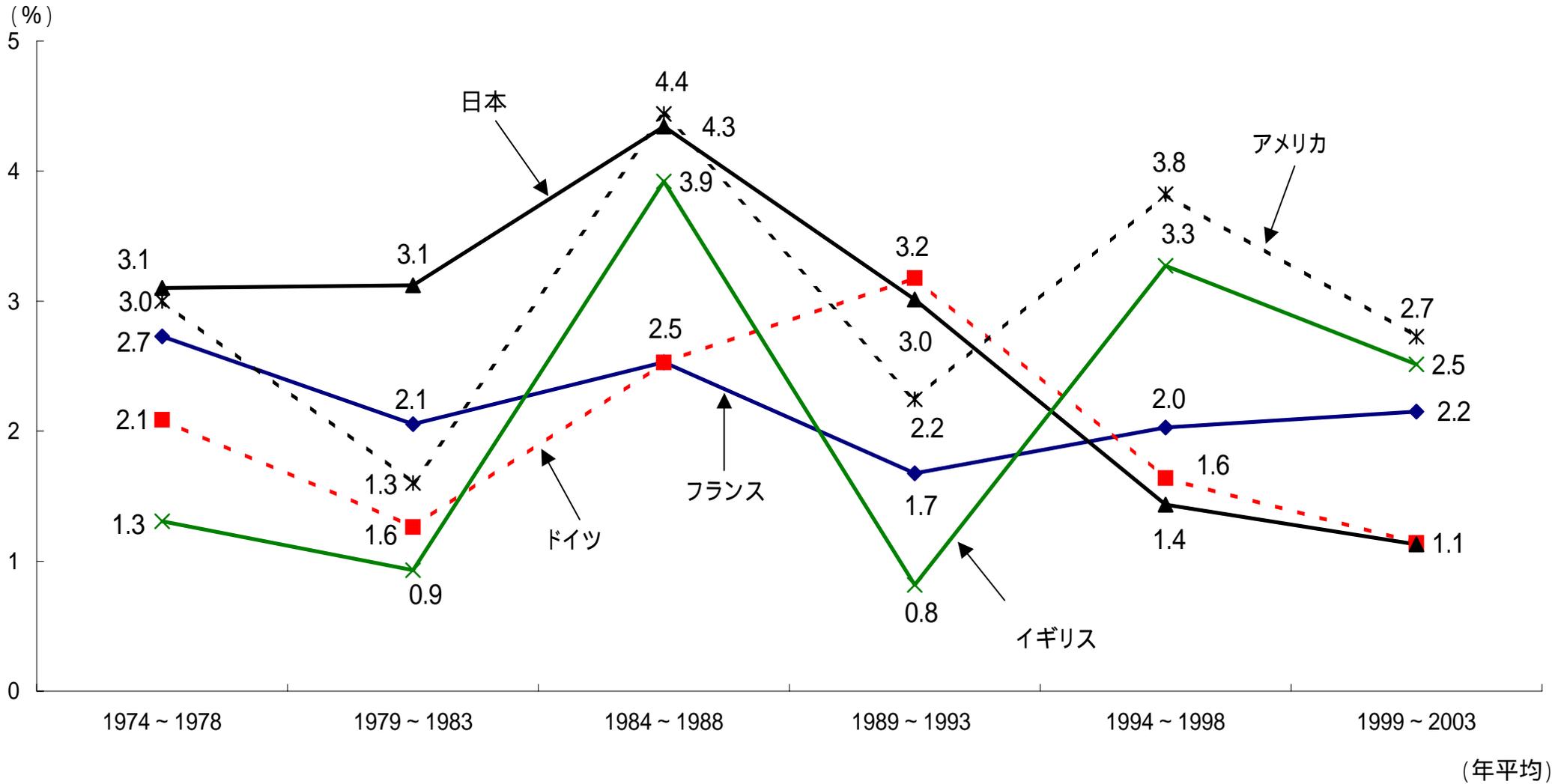
労働生産性を産業別に見ると、製造業では相対的に高い伸び率で推移している一方、建設業、サービス業では相対的に低い伸び率となっている。



(資料出所) 厚生労働省「平成16年版労働経済の分析」
 (注) 労働生産性はマンアワーベース。

1 - (4) 主要国の実質GDP成長率の推移

主要国の実質GDP成長率の推移をみると、1994年以降日本とドイツは相対的に低くなっている一方、アメリカとイギリスは相対的に高くなっている。

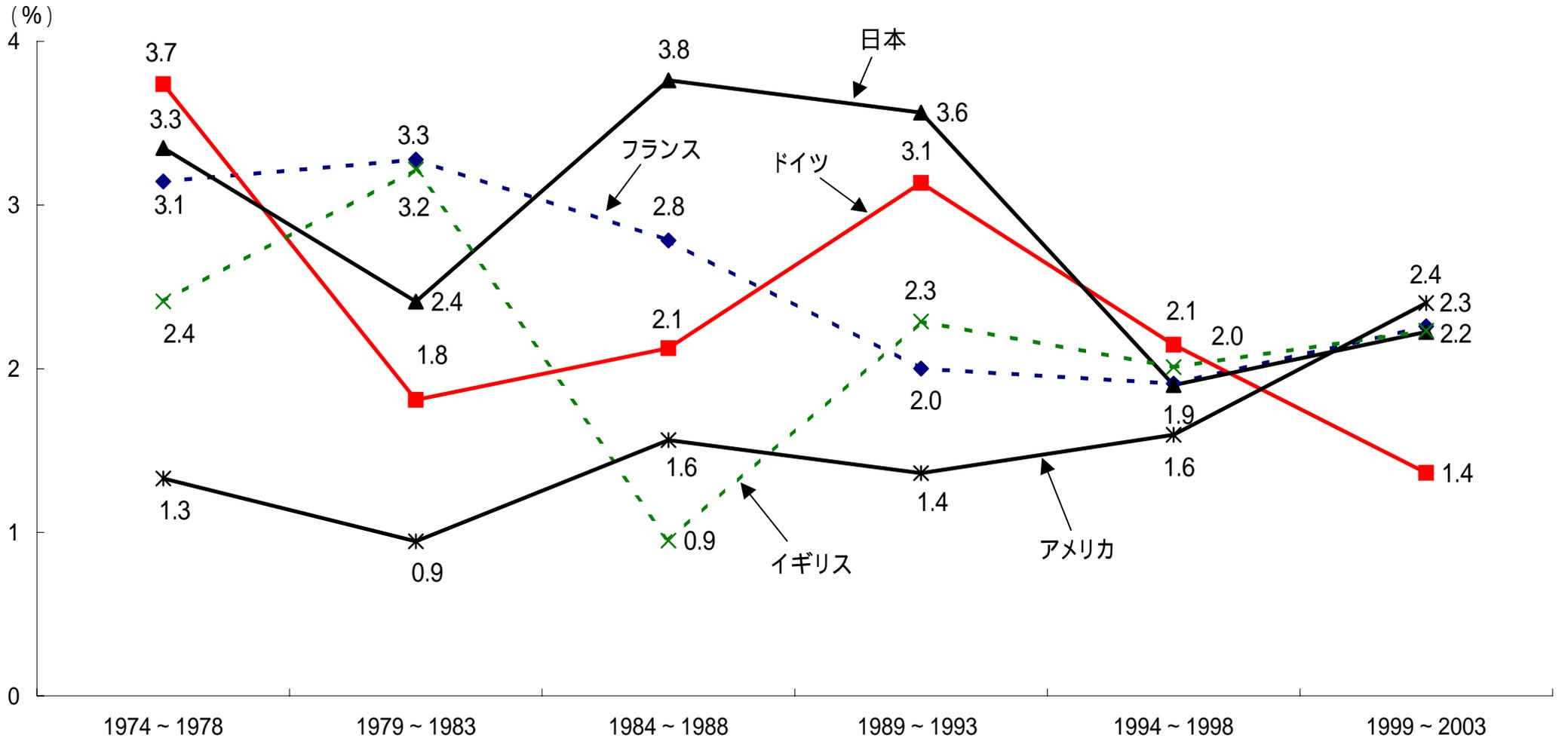


(資料出所) OECD “Productivity Database”

(注) アメリカの1999年から2003年平均は1999年から2002年の平均。

1 - (5) 主要国の労働生産性上昇率の推移

主要国の労働生産性上昇率の推移をみると、日本は1984年から1993年にかけて相対的に高くなっていったが、その後低下した。1999年～2003年平均ではドイツを除く主要国の上昇率は2%強となっている。



(資料出所) OECD “Productivity Database”

(注) 1. 労働生産性はマンアワーベース。

2. アメリカの1999年から2003年平均は1999年から2002年の平均。

2 人口減少社会がもたらす影響(メリット・デメリット)について

人口減少社会のメリット・デメリットについては、人口減少が将来の経済成長に与える影響として、あるいはこれとセットとして議論されており、その影響のとらえ方によっては同じ事象についてもメリットだという論者もいればデメリットだという論者もいるように、一概にこれがメリットでこれがデメリットであると整理しがたい。そこで、人口減少社会がもたらす影響について、今後の経済成長をどう見るかという切り口から整理する。

大きく二つの見方に分けると、一つの見方は、人口減少下でも技術革新・労働生産性向上により引き続き経済成長が可能、との見方であり、別の見方は、労働生産性向上によっても労働力減少(及び貯蓄率低下による資本ストック減少)により経済規模の縮小は避けられないという見方である。ただし、後者の場合であっても、一人あたりGDPは維持されるなどとし、必ずしも悲観的な見方をしているとは限らない。

なお、将来の経済成長の見方に関しては、論者によって想定している期間が異なることに留意しなければならない。人口減少は長期で見るほどインパクトが大きくなるため、期間が違えば当然見方も異なりうる。

最近の主要な新聞・経済誌、及びレポート等における論調

(将来も経済成長可能との見方)

人口減少を織り込んで、今後10年、日本経済は平均2.2%成長するとの研究結果がある。労働生産性の向上こそが今後の経済成長のカギ。重要なのは技術進歩で、とりわけ新しい需要を創り出すような技術進歩。

労働力減少の結果、日本の経済成長率はかなり下降するのは確実。しかし、就業者1人当たりの実質GDP、すなわち労働生産性は上昇していくと見込まれる。労働生産性の上昇トレンドが年1%あれば、それがちょうど働き手の減少を補って実質GDPは一定のレベルを維持していける。また、2050年までの総人口の平均減少率は0.54%と推定されるから、労働生産性上昇率を最低0.46%に維持できれば、実質GDPの減少率は0.54%と総人口の平均減少率と同じになるため、人口1人当たりのGDPを一定に維持していけるという計算になる。

労働生産性が上昇すれば、社会保障負担が増加しても労働力一人あたりの可処分所得は増加し、豊かさを損なうことはない。国際的にみても、労働力人口が減少している国では労働生産性は平均2%の上昇をしている。日本においても、2025年まで2%、2050年まで1.5%の労働生産性伸び率を想定すれば、実質経済成長も2025年まで1.57%、それ以後2050年まで0.56%の伸びが期待できる。

(経済のマイナス成長は避けられないとの見方)

人口動態の影響により、就業者数が減少し、家計貯蓄率が緩やかに低下していく。また、これら労働投入の減少と資本蓄積の減少からマクロの経済成長率も低下していく。就業者数減少をうち消すため、高齢者・女性の就業率、移民受け入れ、出生率について極端な条件を設定してみても、成長率へのマイナスの影響を完全に中立化させることは難しい。マクロの経済成長率は次第に低下し、2020年代に入るとマイナスとなる。

国際比較すると、日本の65歳以上労働力率はきわめて高い。女性の労働力率上昇余地に関しては限度があり、またM字カーブに当たる年齢階層の人口自体が減っていくため、労働力人口を増やす効果はさほど大きくない。実質GDP成長率は社会全体でも就業者一人あたりでも緩やかに低下していく。就業者数の減少は技術進歩で相殺できるが、高齢化に伴う資本ストック減少のために社会全体の実質GDP成長率は2030年代からマイナスになる。

(マイナス成長でも必ずしも問題ではないとの見方)

労働力人口の減少速度が上昇することにより、相対的に人手不足になると言える。従って企業はこれまでのように若年層を比較的低い賃金で雇い入れることは難しくなる。また雇用者1人当たりの資本ストックが大きくなるために労働生産性が向上する。その結果、1人当たりの実質賃金は向上することになる。需要不足要因が薄れることで、失業率についても改善を見込める。

人口が減少する中では、GDPの縮小はやむをえない。しかし、1人当たりGDPは、労働生産性を高めれば拡大することができる。人口減少期は失業リスクが減り、過重労働を減らす絶好の機会だ。女性や高齢者を活用する余地も大きい。問題は、子育てと女性の就業をどう両立させるか。労働のあり方の抜本的な改革が必要。多

様な働き方が認められるべきであり、派遣労働などの規制なども、より柔軟にされるべき。

深刻なのは少子化よりも団塊の世代が高齢化して、労働力人口が一気に減少してしまうこと。技術進歩による生産性向上よりも労働人口が減少するスピードのほうが速く、経済成長は維持できない。2009年から日本経済はマイナス成長に転じ、2030年には実質国民所得は2000年と比較して約15%縮小すると考えられる。しかし、一人あたり国民所得は2030年でもほぼ同水準であり、生産性向上と賃金上昇が続けば労働時間の短縮・余暇の拡大につながるなど、悲観することはない。

(今後の人口動態と地域経済に関する見方)

今後の高齢化の主役である50代は田舎ではなく都会の近郊地域に圧倒的に多く集まっており、田舎よりも都会の方がピンチである。大都市圏に著しく高齢化した荒廃地区が出現すれば大きな問題であり、これに対処するために一部の既開発地域からの「賢い撤退」戦略が必要である。

人口の減少化は地方地域の方が減少率が大いだが、人口の高齢化という点では逆に都市部の方が著しく、生産年齢人口の減少率と高齢化にともなう労働生産性減少率のスピードの速さから大都市圏ほど経済が縮小する。この結果、大都市と地方との経済力格差は小さくなり、賃金水準格差も縮小される。これと消費主導経済への移行に伴って労働力や産業の分布も分散化されていくと考えられる。

3大都市圏及び地方中枢都市圏では2010～15年まで人口の増加を続けると見込まれるのに対し、その他の中小都市圏では全国人口の動向と同じく2005年頃には人口のピークを迎える。一方、これら以外の非都市圏では既に人口減少が始まっており、2030年には2000年と比較して4分の3程度まで減少すると予想される。

参 考

(平成 15 年度 年次経済財政報告 第 3 章 - 第 2 節 - 2 より抜粋)

悲観論と楽観論の整理

構造改革を通じた経済活性化により、資本ストックや全要素生産性の寄与を高め、潜在成長率を引き上げることが可能であるとしても、より中長期的には高齢化・人口減少が経済成長の制約要因となることが懸念される。

人口動態の変化が経済成長に与える影響については複数の論点が考えられ、その影響についても悲観論、楽観論の双方が唱えられている。以下、主要な論点とそれをめぐる悲観論と楽観論を簡潔に整理してみよう。

第 1 の論点は、人口規模と経済成長に関するものである。一般に他の条件が一定であれば、人口が多いほど、一国全体としての経済規模が拡大し、同一製品の生産規模拡大等による生産性の向上が期待できる。しかし、総人口が減少に転じれば、一国経済の規模も縮小し、このような規模の経済による経済効果が失われる可能性がある。

一方、このような懸念に対しては、1 億人を優に上回る人口がある程度減少したところで、規模の経済の経済効果が失われることはないといった反論があり得る。また、例えば人口減少により経済規模が縮小するとしても、経済厚生の水準をみる上での基本的な指標となる一人当たり GDP が向上すれば問題とはならないとの見方もある（コラム 3-2 参照）。

第 2 の論点は、労働投入と経済成長に関するものである。少子化により現役世代の人口が減少すると、労働力率が一定であれば労働力人口が減少し、経済成長への労働投入の寄与がマイナスに転じる。更に、人口に占める高齢者比率の高まりにより平均的な労働力率が低下すれば、更に労働投入が少なくなる。

このような懸念に対しては、前節で検討したように、現在、就業意欲があるのにも関わらず、必ずしも十分にその能力を活用できていない女性や高齢者の就業を促進するとともに、外国人・移民労働者を活用すれば労働力人口の減少をある程度相殺することは可能であるとの見方ができる。また、労働力人口の減少が資本装備率（就業者一人当たり資本ストック）を高める方向に作用するほか、効率的な生産方法や技術革新を促進すること等を通じ、全要素生産性が向上する可能性もある。さらに、労働集約的分野の生産を発展途上国に移行しつつ、知識・技術集約的な分野への労働移動を進めることにより、労働力不足を緩和するとともに、全要素生産性を高めることが可能であるとの見方もできよう。

第3の論点は、資本投入と経済成長に関するものである。ライフサイクル仮説を前提とすれば、高齢化により貯蓄をする年齢層に比べそれを取り崩す年齢層の比率が高まることから、平均的な家計貯蓄率は低下し、これが金利上昇による投資抑制を通じて資本ストックの蓄積を阻害し、経済成長率を押し下げることが懸念される。また、高齢化に伴う社会保障関係支出の増加により一般政府の貯蓄・投資バランスが悪化すれば、これも一国全体の貯蓄率を低下させ、経済成長の阻害要因になる可能性もある。

このような懸念に対しては、遺産動機等から高齢者は貯蓄を取り崩すとは限らず、ライフサイクル仮説が説くように高齢化が進行しても貯蓄率が低下するとは単純にはいいきれない、また、高齢者や女性の就業率が高まれば、一方的な貯蓄率の低下傾向に歯止めがかかるとの見方もある。さらに、マクロ的な貯蓄率の低下により国内の貯蓄を原資とする資本ストックの蓄積が滞ったとしても、海外からの円滑な資本流入を確保できれば資本ストックの蓄積が阻害されない可能性もある。

第4の論点は、技術進歩や人的資本と経済成長に関するものである。一般に若年層は新しい技術の受容や創造の面で優れていると考えられるが、少子・高齢化によって若い労働力が減少するなかで、若年層にみられる創造性や積極性の発揮が経済全体で乏しくなるとの懸念がある。また、高齢化により医療・介護等の労働集約的産業の経済に占めるウエイトが高まれば、今後稀少となる労働力を多く投入する必要が生じるほか、経済全体の生産性の伸びが低下する可能性もある。

このような懸念に対しては、一般に各個人が修得し培う知識・技能・ノウハウ等の人的資本量は経験の蓄積とともに向上することから、労働力の質はある一定の時期までは年齢の高まりに比例して向上するのであり、一概に高齢化により経済の生産性が低下するとは限らないとの意見があり得る。また、前述の通り、労働力の減少が労働節約的な生産方法や技術進歩を促す可能性があるほか、少子化の進行は一人当たり教育投資の増加を通じ、人的資本の質を高める効果を持つ可能性もある。

コラム 3-2 マクロの経済成長と一人当たりの経済成長

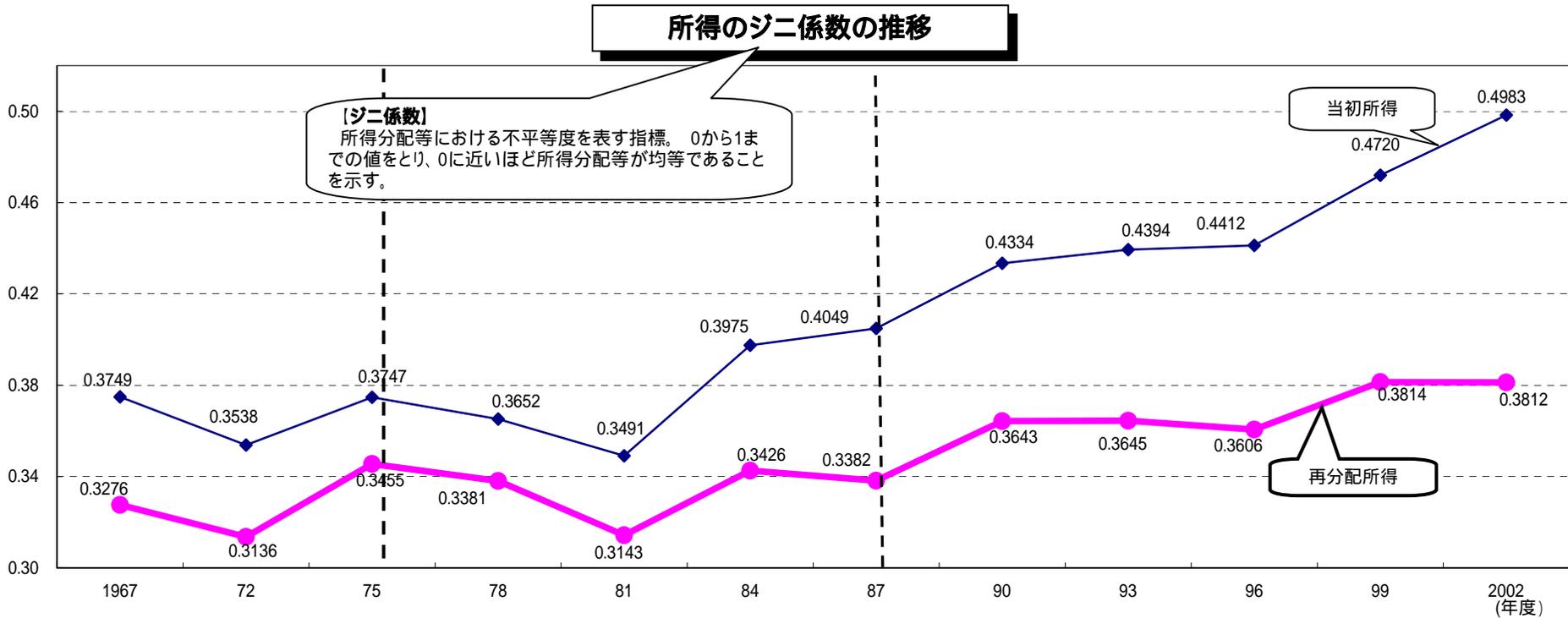
高齢化・人口減少の下での経済成長の在り方を考えるにあたっては、マクロでみた GDP 成長率と一人当たり GDP 成長率のどちらを重視するのかが問題となる。高齢化・人口減少の下では、マクロ的な GDP は減少していても、一人当たり GDP は増加している可能性もあるからである。

コラム 1 - 2 でもふれたとおり、マクロの GDP は、一国経済の活動を「生産」、「所得」、「支出」の各側面から一体として把握できる指標であり、一国の経済規模をみる上で有効な指標である。他方、一人当たり GDP は経済発展の度合いを人口規模との相対的な関係でみるものであり、国民一人当たりの平均的な生産性、所得・支出の水準を示す。その意味で、国民一人一人の平均的な生活水準を議論する場合には、一人当たり GDP の成長率が重要となる。例えば人口減少によりマクロの GDP が減少しても、一人当たり GDP が増加しているのであれば、問題はないということになる。

しかし、以上の議論は人口の年齢構成の変化やそれに伴う財政・社会保障制度の持続可能性の問題を考慮してない。現在、我が国の社会保険制度においては、現役世代からの保険料収入等の多くが高齢世代への給付の財源に充てられている。このようななかで、少子・高齢化が進行し社会保険給付の主たる受給者である高齢者の比率が高まれば、現役世代からの保険料収入等に対し、高齢世代への給付が大きくなることから、財政・社会保障制度の持続可能性に問題が生じる。したがって、少子・高齢化の下で財政・社会保障制度の持続可能性を維持する上では、現役世代の人口の減少による影響を緩和するため、マクロの GDP の動向も重視していく必要があるということになる。

3 - (1) 所得格差の推移

1981年度まではジニ係数が低く推移しており、所得の格差は大きくなかったが、1984年度以降は数値が徐々に高くなっていき、所得格差は広がってきている。



(資料出所) 厚生労働省「所得再分配調査」

(出典) 財務省「税制調査会・基礎問題調査会」参考資料

(注) 「当初所得」…雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額。公的年金等社会保障給付金は含まれていない。
「再分配所得」…社会保障による再分配所得から税金をひいたもの。
なお、所得は世帯単位のもの。

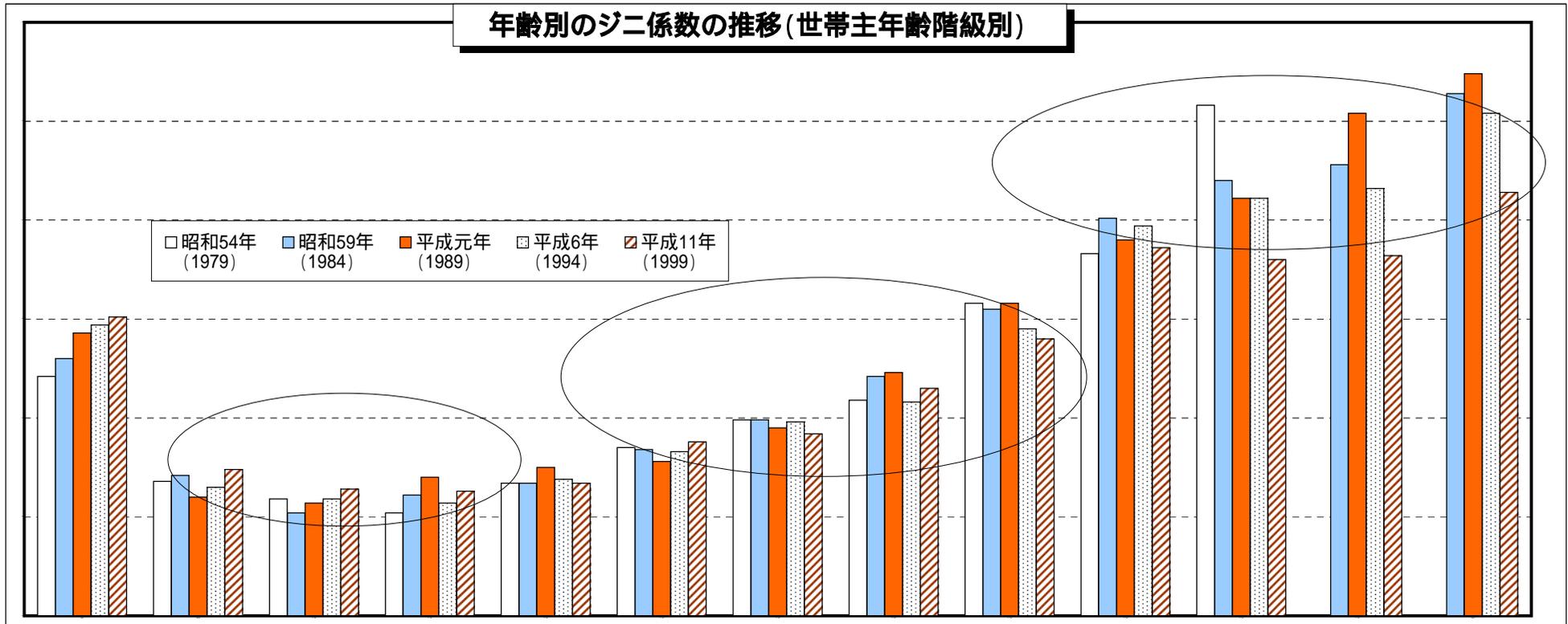
(参考) なお、当初所得のジニ係数については、1999年度から2002年度の上昇の要因は、世帯主の年齢構成の高齢化によるものと世帯の小規模化によるものが9割に上っており、これらの要因を除いた上での所得格差の広がりは約1割程度にとどまる。

一方、再分配所得については、2002年度調査では1999年度調査よりジニ係数は低下している。

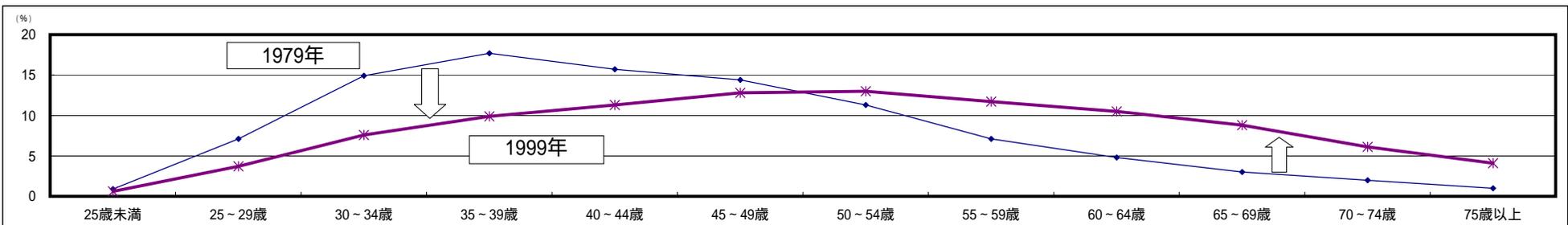
3 - (2) 年齢別の格差の状況

高齢層の収入格差は縮小傾向、若年層の収入格差はわずかに拡大傾向で推移している。

年齢別のジニ係数の推移(世帯主年齢階級別)



(参考) 世帯主の年齢階級別世帯分布



(資料出所)総務省統計局「全国消費実態調査」

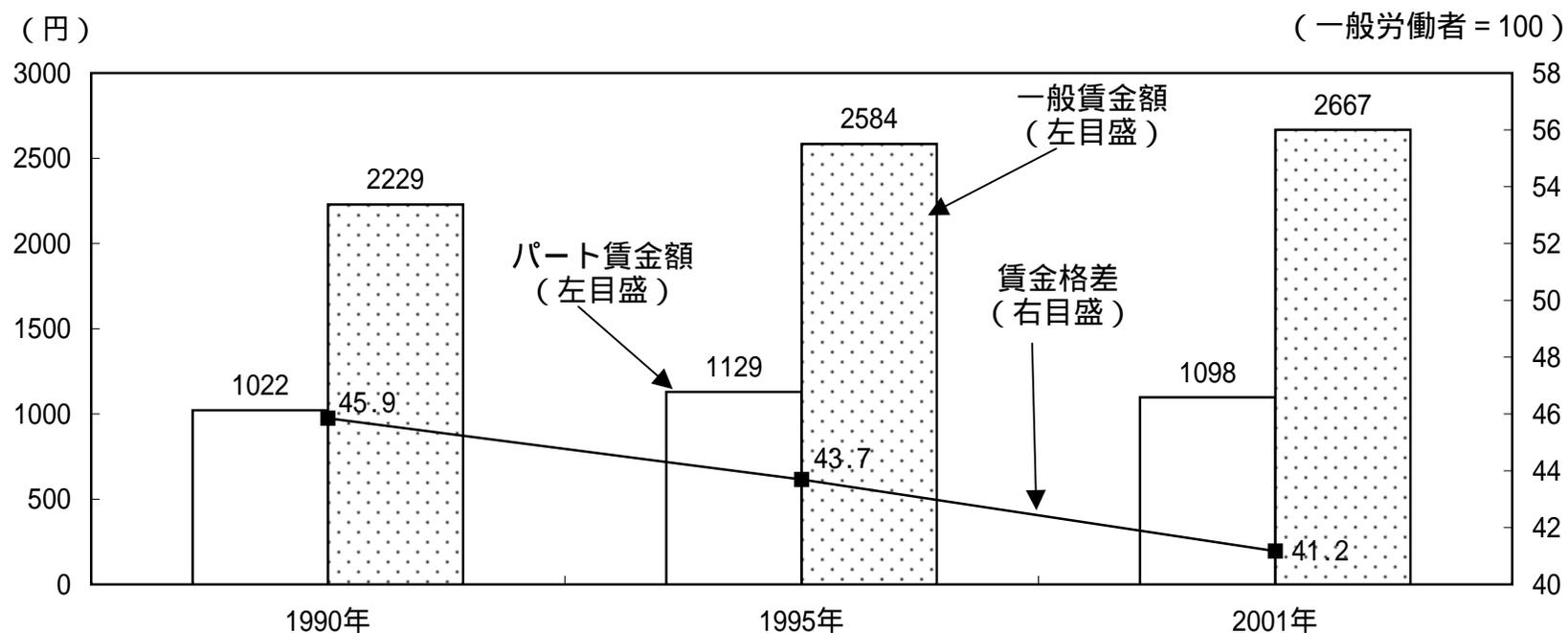
(出典)財務省「税制調査会・基礎問題小委員会」参考資料

(注) 1. 対象が「二人以上の一般世帯-全世帯」となっており、年間収入が少ないフリーターや高齢者の単身世帯が含まれていない。また、収入には、社会保障給付が含まれている。

2. 昭和54(1979)年は、「65歳以上」を1つの階級として集計している。なお、世帯分布のグラフにおいては、逐次減少していくものと仮定している。

3 - (3) パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差の推移（男性）

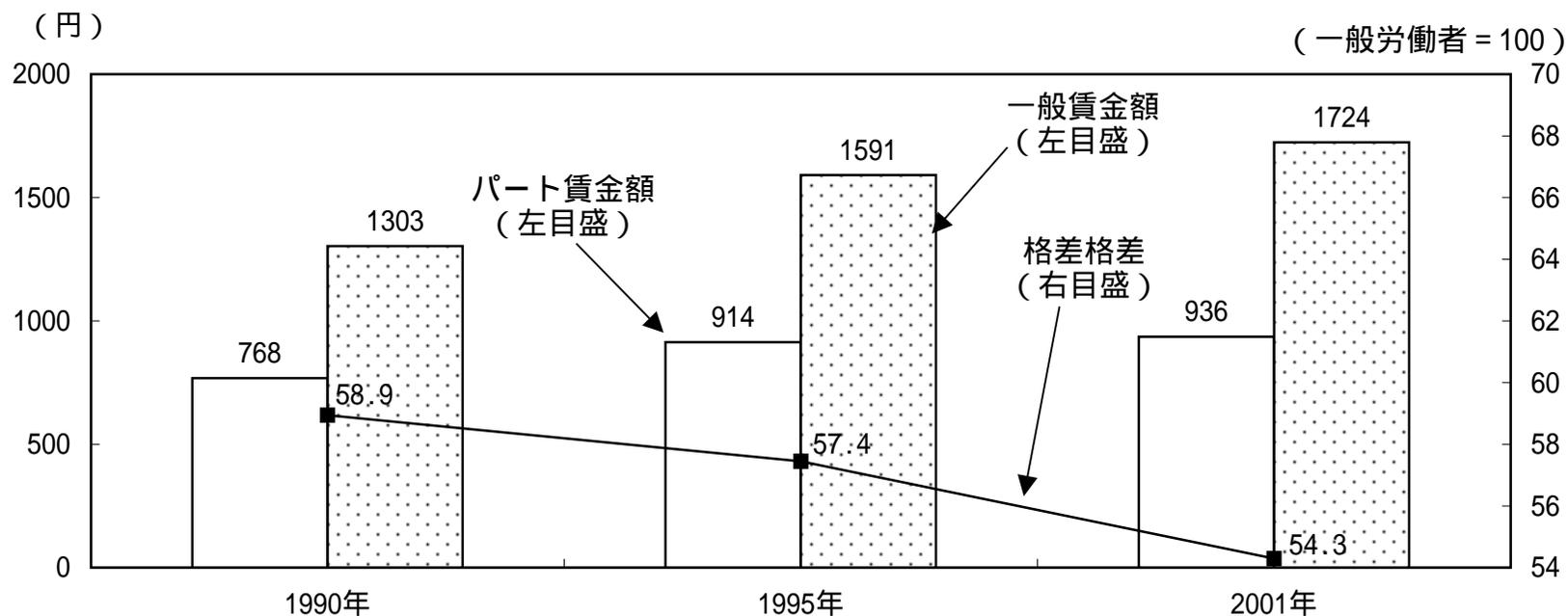
男性におけるパートタイム労働者と一般労働者との時間あたり年間賃金格差を見ると、1990年では一般労働者を100として46が2001年には41となるなど近年拡大している。



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室で特別集計
 (注) 時間あたり年間賃金額は、賞与を含む年間賃金額を実労働時間で割って求めたものである。

3 - (4) パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差の推移（女性）

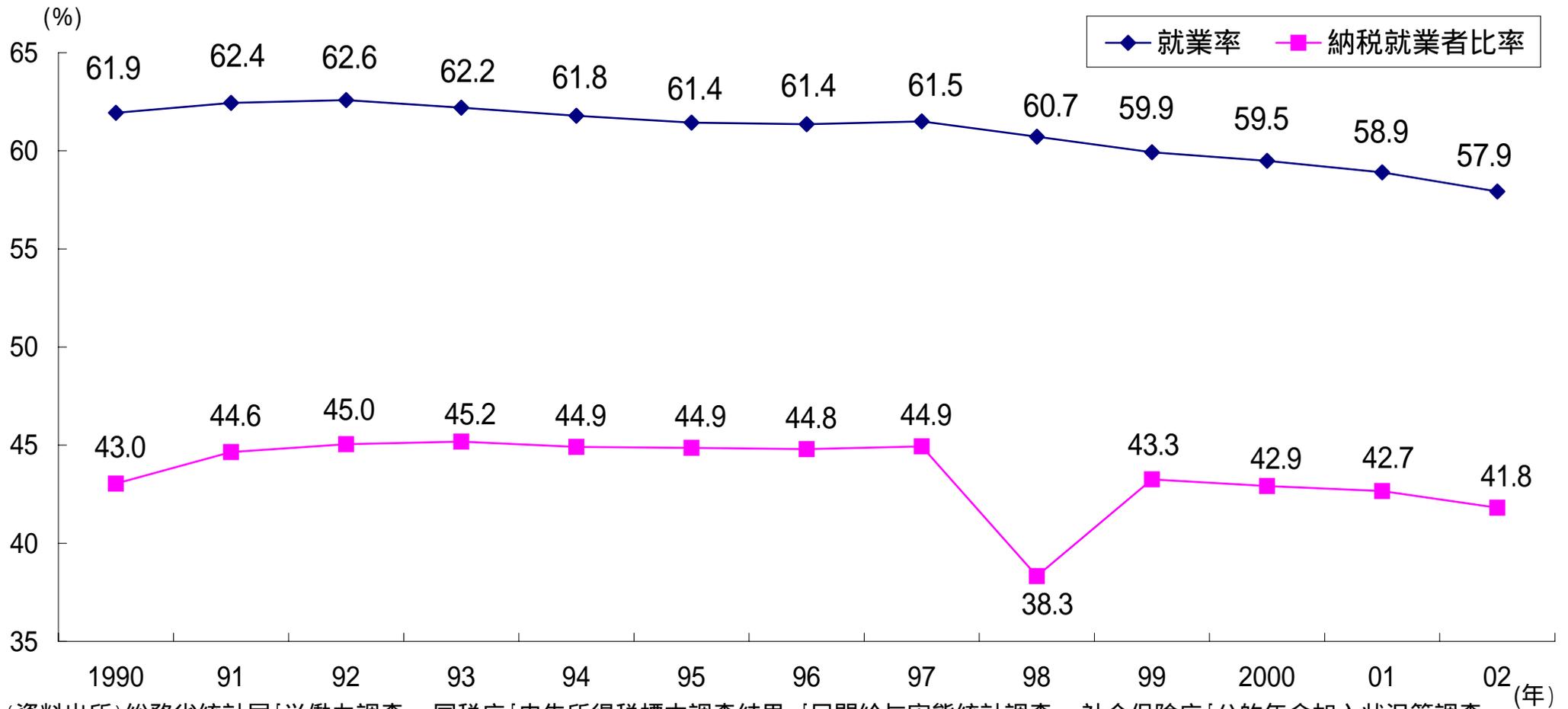
女性におけるパートタイム労働者と一般労働者との時間あたり年間賃金格差を見ると、1990年では一般労働者を100として59が2001年には54となるなど近年拡大している。



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室で特別集計
 (注) 時間あたり年間賃金額は、賞与を含む年間賃金額を実労働時間で割って求めたものである。

4 納税就業者比率の推移

就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）の低下に伴い納税就業者比率（15歳以上人口に占める納税就業者の割合）も低下している。



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、国税庁「申告所得税標本調査結果」、「民間給与実態統計調査」、社会保険庁「公的年金加入状況等調査」

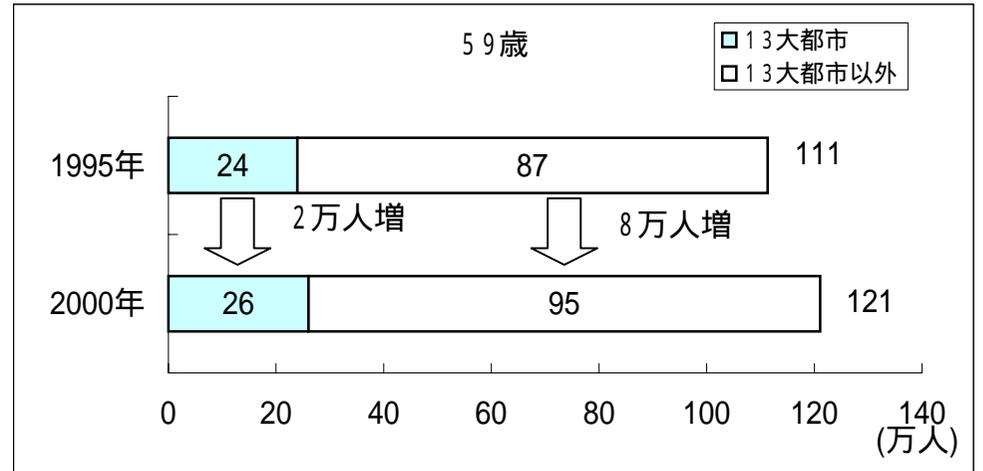
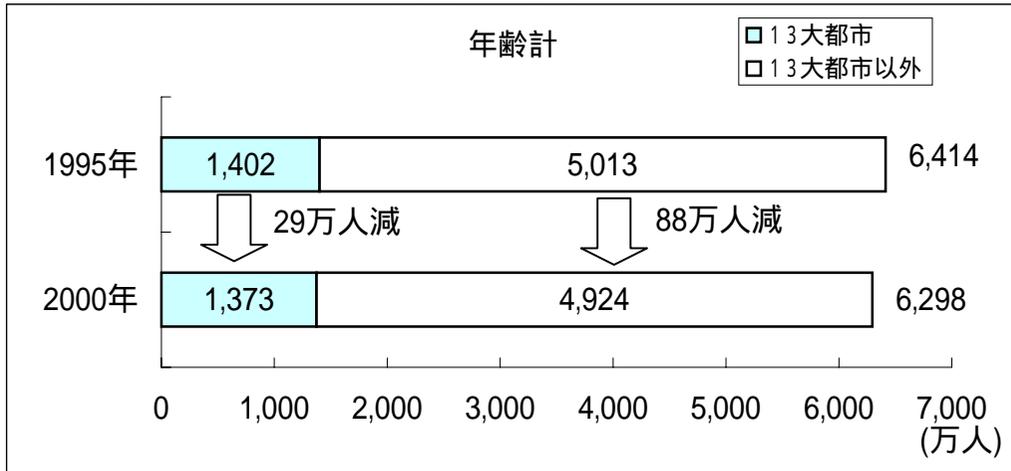
(注) 1. 納税就業者数は給与所得者のうち納税者数に申告納税者数を加え申告納税者のうち源泉徴収者数を除いた数。

2. 申告納税者は営業所得者、農業所得者、その他事業所得者、その他所得者に分かれる。

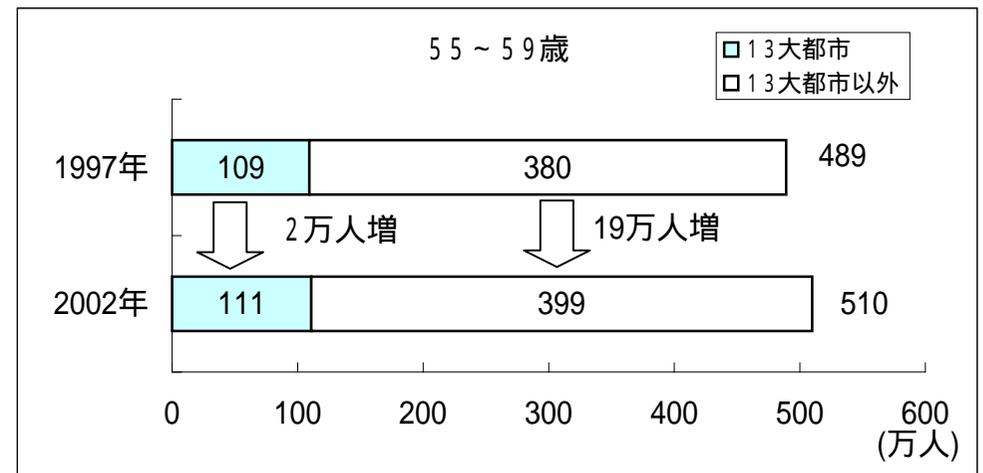
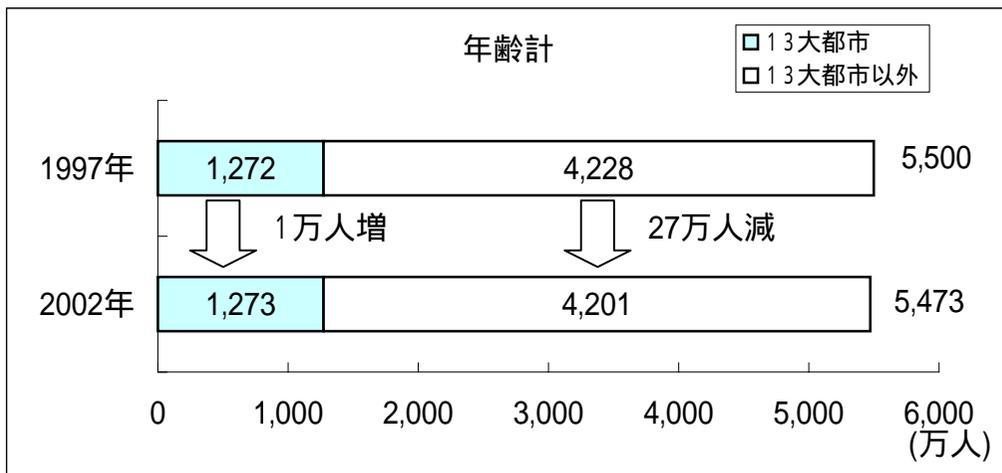
5 - (1) 高年齢層の就業者数等の推移

国勢調査によると、1995年と2000年の比較において、就業者数は年齢計で13大都市では29万人減少、13大都市以外では88万人減少となる一方、59歳の就業者数は13大都市では2万人増加、13大都市以外では8万人増加している。就業構造基本調査によると、1997年と2002年の比較において、雇用者数は年齢計で13大都市では1万人増加しているが13大都市以外では27万人減少となる一方、55～59歳の雇用者数においては、13大都市では2万人増加し、13大都市以外では19万人増加している。

1 国勢調査における就業者数の推移



2 就業構造基本調査における雇用者数の推移

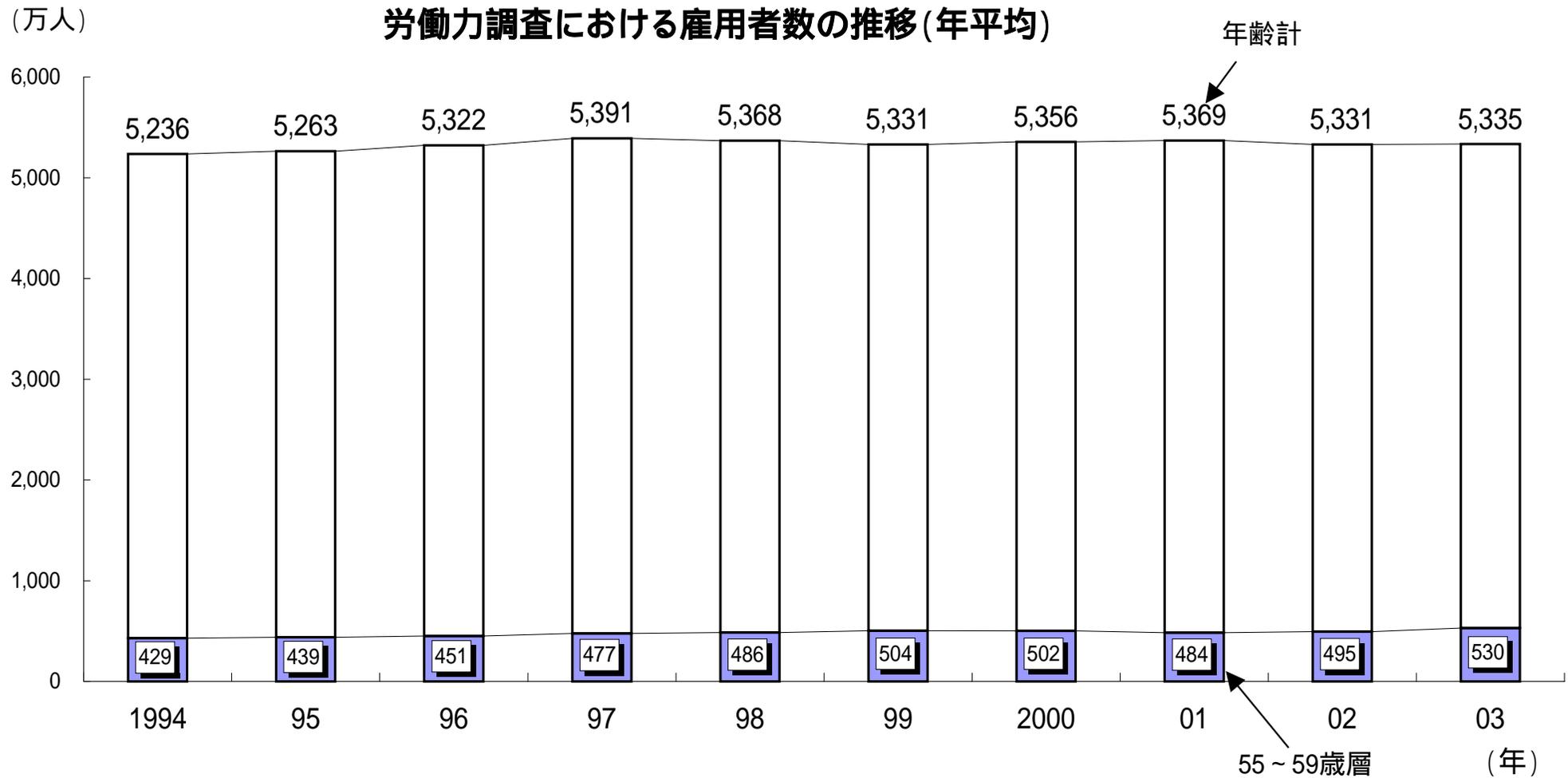


(資料出所) 総務省統計局「国勢調査」「就業構造基本調査」

(注) 13大都市とは、札幌市、仙台市、千葉市、東京特別区部、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市を指す。

5 - (2) 高年齢層の雇用者数の推移

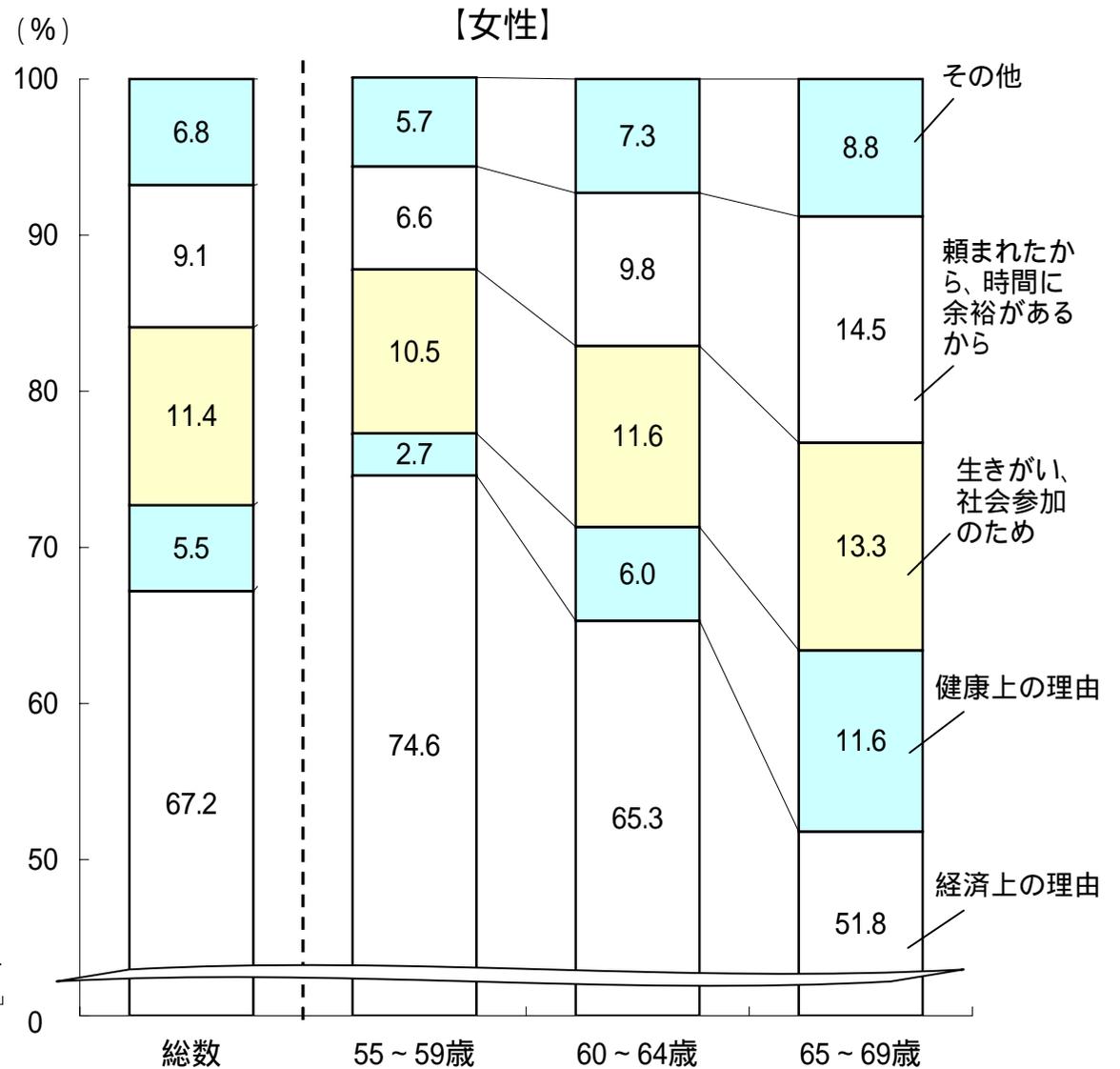
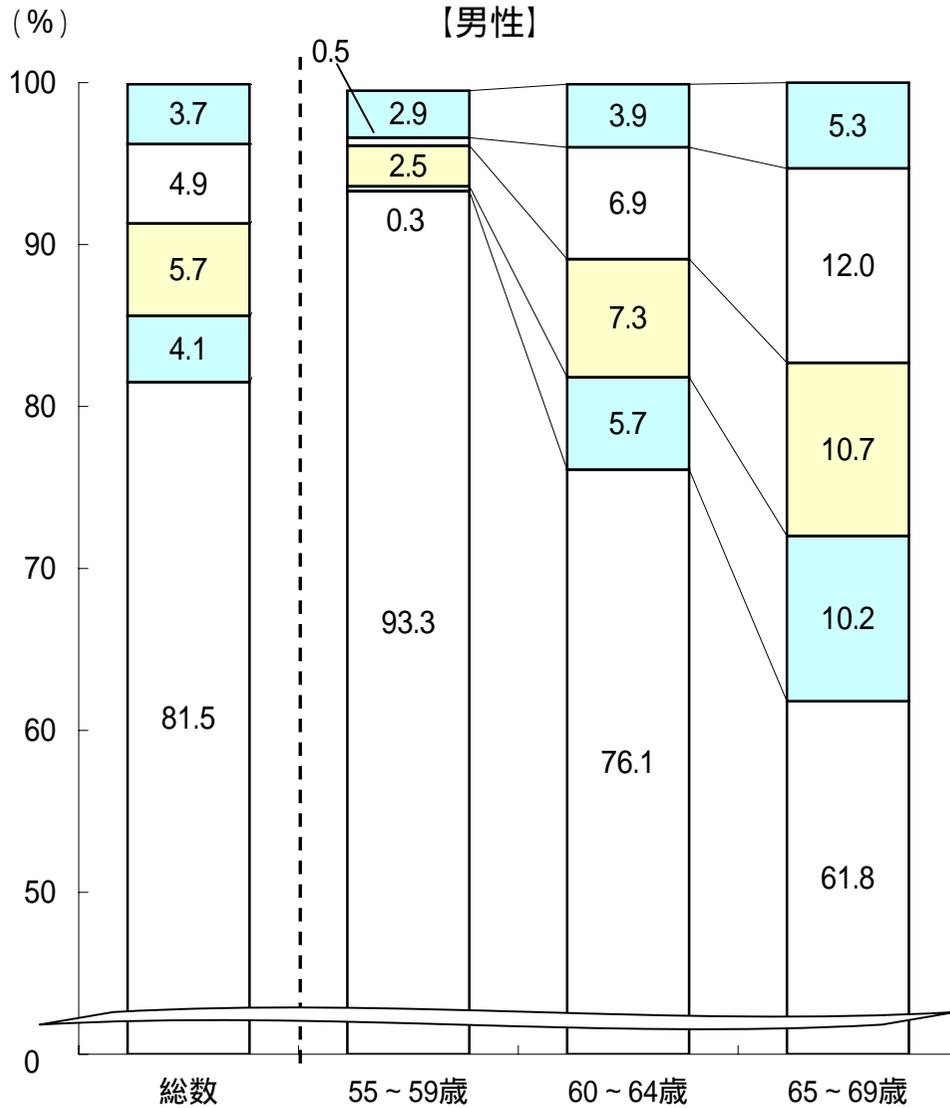
55～59歳の雇用者数は1994年の429万人から、2003年で530万人と、約100万人増加している。



(資料出所)総務省統計局「労働力調査」

5 - (3) 高年齢就業者の就業理由

高年齢就業者の就業理由を見ると、年齢層が上がる程、「経済上の理由」の割合が低下し、「頼まれたから、時間に余裕があるから」、「生きがい、社会参加のため」の割合が上昇している。



(資料出所)厚生労働省「平成12年高年齢者就業実態調査」

6 都市の住みやすさの状況

「住む」は仙台市、札幌市、横浜市が高く、「費やす」は名古屋市、広島市、福岡市が高く、「育てる」は京都市、広島市が高いなど、都市によって特徴がある。

政令指定都市別PLIの試算結果

	住む	費やす	育てる	いやす	交わる
札幌市	52.96	49.81	49.61	49.04	49.80
仙台市	53.81	48.86	51.96	51.99	55.34
千葉市	49.70	50.52	51.94	50.24	49.19
横浜市	52.97	49.28	44.80	48.05	47.47
川崎市	48.32	48.15	47.71	45.89	52.01
名古屋市	51.52	53.67	48.53	48.67	50.68
京都市	51.40	47.75	53.93	50.11	50.93
大阪市	46.44	49.79	49.26	46.88	44.35
神戸市	48.97	47.70	51.02	52.18	48.21
広島市	50.02	52.64	52.07	56.23	52.30
北九州市	50.39	48.34	49.40	51.10	48.72
福岡市	48.23	52.08	47.56	52.32	53.91
(参考)東京特別区	44.68	51.80	52.76	50.76	46.62

(資料出所) 経済企画庁「平成10年度 新国民生活指標(PLI)」

(注) 1. PLI(新国民生活指標)は、生活の状況をあらわす新たな指標として国民生活審議会の下に置かれた調査委員会報告で取りまとめられた。

2. 各指標については

「住む」…住居、住環境、近隣社会の治安等の状況

「費やす」…収入、支出、資産、消費生活等の状況

「育てる」…(自分の子供のための)育児・教育支出、教育施設、進学等の状況

「癒す」…医療、保険、福祉サービス等の状況

「交わる」…婚姻、地域交流、社会的活動等の状況

をあらわす。

3. 政令指定都市別のPLIは平成11年度以降は算出していない。

7 諸外国の少子化政策の概況

近年、各国において家族政策の分野で新たな施策が展開。出生率が下げ止まる、あるいは上昇に転じる国もみられる。

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他	
		一般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
イギリス	<p>1980年代以降1.8前後で比較的安定的に推移した後、低下傾向にあった(2001年には1.63まで低下)が、最近上昇に転じる傾向(2003年には1.71まで回復)。</p>	<p>長らく育児休業制度がなく、公的に提供される保育サービスも少なく、家族による自助努力と企業の自主的な取組に委ねられてきた。</p> <p>近年、1998年からの「全国チャイルドケア戦略」による保育サービスの拡充、1999年の育児休業制度の導入、2000年からの「ワーク・ライフ・バランスキャンペーン」の展開、2003年の出産休暇期間の追加、父親休暇の創設、柔軟な働き方の申請権の付与、「児童税額控除」制度の創設など、関連する政策が相次いでとられている。</p> <p>(なお、英国政府は、少子化による労働力不足はEU域内からの移民労働者の増加と女性や高齢者の就労増加で対応する考え方をとっており、これらの施策は少子化対策を直接の目的にはしていない。)</p>	<p>出産休暇 母親に出産後最大1年間(最初の6か月は休業給付、その後の6か月は休業給付なし)(2003年から期間が拡大)</p> <p>父親休暇 子どもの誕生から8週間以内に2週間の休暇(休業給付)(休業給付は、事業主が週100ポンド支払うことが法定)(2003年～)</p> <p>育児休暇 子どもが5歳になるまで男女合計で13週間(休業給付なし)(1999年～)</p> <p>柔軟な働き方の申請権 6歳未満の子を持つ男女の労働者に柔軟な働き方を事業主に申請する権利が付与(2003年～)</p>	<p>伝統的に保護を必要とする子どもたち(children in needs)へのサービスが中心に構築され、一般家庭向けサービスの整備は低い水準にとどまる。</p> <p>保育形態は、集団的な施設保育を行うデイナーサリー(day nursery)、家庭的保育を行うチャイルドマインダー(childminder)など。</p> <p>公立の施設は数が少なく、一人親家庭など特別なニーズをもつ児童が優先利用。施設の多くは、地方当局に登録した企業内託児施設や民間企業が設立した施設。利用料は原則親の負担。</p> <p>施設保育と家庭的保育で5歳未満児の10数%をカバーする程度で、保育サービスの不足が指摘。近年、保育施設の拡充に取り組まれている。</p>	<p>支給対象 16歳未満(学生は19歳未満)の児童を対象に支給</p> <p>支給額 第1子月68.25ポンド(約1.3万円)、第2子以降月45.72ポンド(約0.9万円)を支給(2003年、週当たりの支給額を月額換算)</p> <p>財源等 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。</p> <p>児童税額控除制度 2001年度から導入。世帯の所得と児童数(対象は手当と同じ)に応じて税額控除(課税額がないか小さい場合には差額を給付)。年間所得額が低い世帯ほど控除額が大きくなる仕組みがとられ、短時間労働による収入の減少を緩和し、児童のいる家庭の貧困を防ぐ趣旨で導入。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスキャンペーン</p> <p>2000年より始まる。先進的な取組を行う企業と協力し、情報の収集・分析を行い、好事例の紹介を行い、成功要因を広め、取組が企業の業績向上にもつなげることを示す。また、チャレンジファンドをもうけ、仕事と生活の調和策を検討する経営者に対してコンサルティング費用を助成。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他	
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
フランス	<p>1980年代以降1.8程度で比較的安定的に推移。90年代に入り1.7程度に低下したものの、近年上昇傾向にあり、2000年以降は1.9程度で推移(2003年の暫定値1.89)</p>	<p>国際的にも手厚い家族給付制度と高水準の保育サービスが特徴。近年の動きとしては、2003年4月の全国家族会議において、既存の家族給付を整理統合し「乳幼児迎え入れ手当」の創設、事業所内託児施設の創設などに対する税控除の創設、託児所の増設等の新しい政策が発表され、実行に移されている。</p>	<p>出産休暇 出産後の6週間を含め、最低8週間の休暇取得が義務付けられており、医療保険制度から出産休暇給付として休暇前賃金の80%が給付</p> <p>育児休暇 子が3歳になるまで 全日の休暇、パートタイム労働への移行、職業教育の受講のいずれかを選択(又は組合せ)。休暇中は原則無給だが、「乳幼児迎え入れ手当」から第1子は6か月、第2子以降は3歳まで賃金補助が受けられる(2003年までは第2子以降が対象だったが、2004年から「乳幼児迎え入れ手当」の創設により、第1子から給付)</p> <p>父親休暇 子の誕生から4か月以内に11日間(連続して取得)。家族手当制度から賃金の80%が給付。(2002年から導入)</p>	<p>保育サービスは3歳未満の児童を対象に展開。3歳以上の90%以上は幼稚園に通学。3歳未満の児童(約230万人)の保育は、集団託児所(約13万人)、ファミリー保育所(約7万人)、認定保育ママ(約50万人)により行われている。この他、幼稚園の早期教育(約30万人)も含めて、3歳未満児の半数近くが保育サービスを利用。</p> <p>託児所は主に市町村が運営するが、財政難から不足。90年代に、認定保育ママを利用する家族に対する雇用補助を行い、認定保育ママの数が大幅に増加。しかし、資格要件が緩くサービスの質が低いとの指摘もあり、政府は、集団託児所の拡充(01年～)と認定保育ママの資質と地位向上を目指した制度改革(04年～)に取り組んでいる。</p>	<p>家族手当 第2子以降の20歳未満の児童を対象に支給。支給額は第2子月111.26ユーロ(約1.5万円)、第3子以降142.55ユーロ(約1.9万円)。11歳以上の児童には加算。(2003年)</p> <p>その他の手当 この他に、低所得者に対する家族補足手当、一人親家庭に対する一人親手当、住宅手当等各種の手当が家族給付制度から給付。2004年からは、従来の乳幼児手当、認定保育ママの雇用補助、養育手当(賃金補助)を再構成し、「乳幼児迎え入れ手当」が創設。</p> <p>財源 企業からの拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険の充当分も合わせ、税率7.5%)</p> <p>税制上の措置 いわゆるN分N乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減。</p>	<p>20世紀前半には、出生促進が大きな政策課題とされていたが、今日では、出生促進ではなく、親が出産育児について幅広い選択を行うことのできる環境整備が重要課題との認識。(例えば、「乳幼児迎え入れ手当」においては、認定保育ママに預ける場合は保育費用補助が、休暇をとって自分で育児をする場合は賃金補助が行われる。)</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他	
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
スウェーデン	<p>1980年代前半に1.6程度にまで低下したが、80年代後半に反転し、90年代初めには2を上回る水準まで回復。90年代に再び低下し、1.5程度となったが、最近再び回復傾向にある(2002年1.65)</p>	<p>児童の成長・学習の保障、親の養育と雇用・職業教育の両立、雇用機会均等の観点から、両親休暇制度と「親保険」による所得保障制度、高水準の保育サービスを柱に、手厚い家族政策を展開。</p> <p>1960年代にスウェーデン経済の大幅な成長により、労働力が大きく不足し、女性の雇用が進む。70年代に保育サービスの拡充、親保険制度の創設などが行われ、80年代にその充実が図られる。(同時に出生率も上昇)</p> <p>90年代に入り、経済不況により、若年者の失業率が上がったことに加え、児童手当や親保険給付の削減が行われ、先行き不安から出生率は大きく落ち込んだが、近年、経済の回復と給付水準の回復により、再び出生率も上昇傾向に転じている。</p>	<p>出産休暇 出産前後各7週間</p> <p>両親休暇 子が1歳6か月になるまでの(又はそれ以降両親給付を受給している間)全日休暇(3/4、1/2、1/4、1/8日単位で分割取得可)と、子が8歳未満の部分休暇(1/4日の時間短縮)</p> <p>親保険による両親給付 子が8歳に到達するまでの間、両親合わせて子1人の出生について最高480日間両親給付を受給可能。父母それぞれ240日の受給権を有するが、180日分については他方の親に受給権を移転できる。最初の390日は従前賃金の80%が給付。90日間は定額(最低保障額)の給付。財源は事業主拠出金(2.2%)。</p> <p>(給付率は1974年の発足時は90%だったが、1995年、96年に相次いで引き下げられ75%となり、98年に80%まで再度引き上げられる。)</p>	<p>集団的な施設保育を行う保育所、家庭的保育サービスであるファミリー保育によって保育サービスが提供。(保育サービスは幼児教育の一環として位置づけられており、保育所に通っていない子どもと親が参加するオープン型保育所も設けられている。)</p> <p>基礎的自治体であるコミュニティに保育サービスの提供が義務付けられており、保育所の大半はコミュニティにより設置経営される。(一部親たちにより組織し経営される両親協同保育所等が存在)</p> <p>保育サービスは充実しており、2歳以上の約8割をカバーするが、逆に両親休暇制度があるため0歳児の保育所利用は極めて稀。(2002年の保育所利用児童数33.4万人のうち0歳児の利用は18人に過ぎない。)</p>	<p>支給対象 16歳未満(学生は20歳未満)の児童を対象に支給</p> <p>支給額 第1子、第2子月950クローネ(約1.4万円)、第3子月1,204クローネ(約1.8万円)、第4子1,710クローネ(約2.6万円)、第5子月1,900クローネ(約2.9万円)(2003年)</p> <p>財源等 財源はすべて国庫負担。所得制限はなし。</p> <p>支給額の変遷 1996年には各種の歳出削減に伴い、支給額が減額となったが、98年に元の水準に戻り、さらに近年給付水準の引き上げが実施。第1子、第2子への給付額 98年月750クローネ 2001年月950クローネ)</p> <p>税制における控除制度はない。</p>	<p>1980年代の出生率の上昇については、親保険による両親給付の制度変更(子が2歳6か月になる前に次の子を出産した場合、次の子に係る両親給付も前の子と同額となる仕組みの導入)により、第2子を比較的短い間隔で出産することが促進されたことが要因との分析あり。逆に90年代の出生率の低下は、このスピードプレミアム効果がなくなったことに加え、経済危機とそれに伴う財政難による各種給付の削減による産み控えが要因と指摘されている。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他	
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス		児童手当制度
ドイツ	<p>第2次大戦後のベビーブームを経て、1960年代後半から70年代前半にかけて著しく低下し、その後も緩やかに低下して、90年代半ばには1.24まで低下。その後はやや回復し、1.3程度で推移(2002年1.31)</p>	<p>ナチス時代の人口政策に対する反省から、出生促進策には消極的。また、子育ては基本的に家庭で行うべきものという根強い社会規範があり、育児に対する財政的支援や出産・育児休暇は充実する一方で、保育サービスの整備は他のヨーロッパ諸国と比べて、低い水準にとどまっている。近年は、家族政策に対する政策的優先度が高まっているという傾向があり、2001年に父親も育児休暇が取得できるよう両親休暇制度の創設、保育サービスの拡充に力を注いでいる。</p>	<p>出産休暇－産前6週間及び産後8週間の計14週間、原則として母親の就労が禁止されており、その期間、疾病保険及び国庫から休業前3か月間の平均手取り日額(母性手当)が支給(なお、使用者から平均的賃金と母性手当の差額が支給)両親休暇－子が3歳になるまで両親合わせて最長3年間取得可。(使用者の同意を得れば12か月分を子が8歳になるまでの間取得可。)休業給付は、生後24か月まで月額307ユーロ(約4.1万円)支給され、就業経験のない者も受給可。所得制限があり、財源は連邦政府の一般財源(2003年)</p>	<p>3歳以上6歳未満の幼児すべてに幼稚園(Kindergarten)入園の権利が保障されている。3歳未満児を対象とした保育所(Krippe)については、旧西ドイツ地域では3歳未満の育児は家族の役割に属するものとの考えが根強く、保育サービスの整備が低い水準にとどまる一方、旧東ドイツ地域では、社会主義時代の名残で保育施設は充実している。(ある州では対象年齢層に占める利用者割合が、保育所2.3%、幼稚園97%となっている。)また、在宅保育サービスは公的制度として認められておらず、料金が高いため、利用できる親は限られている。</p>	<p>支給対象－18歳未満(失業者は21歳未満、学生は27歳未満)の児童を対象に支給 支給額－第1子から第3子月154ユーロ(約2.0万円)、第4子以降179ユーロ(約2.4万円)(2003年) 財源等－財源は、連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源。扶養者の所得制限はないが、18歳以上の子どもについては年収7,188ユーロを超える場合には支給されない。 児童扶養控除制度－1996年から導入。子どもを扶養する者は、児童手当と児童扶養控除の一方を利用できる。(対象は児童手当と同じ)子ども1人につき、基本額年3,648ユーロ(約48.5万円)、教育費用相当額年2,160ユーロ(約28.7万円)の合計5,808ユーロ(約77.2万円)が控除。(2003年)</p>	<p>旧西ドイツ地域の出生率は、80年代以降1.4前後で推移しているが、旧東ドイツ地域においては、統合の社会的混乱、失業の増大も影響し、出生率は激減し、一時、1を割る低水準で推移していた。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス	
イ タ リ ア	<p>1970年代半ばまで2.0を上回っていたが、それ以降急速に低下し、1997年には1.18まで低下。最近はやや回復しているが先進諸国では最も低い水準(2002年1.26)</p>	<p>ファシズム時代の出産奨励策の経験、人口が過剰であるという意識や個人の自己決定を尊重する立場から、国として特別な対応を行ってこなかったが、近年出生率が先進国最低レベルで推移していることもあり、ここ数年、積極的に施策を打ち出している。</p> <p>2001年には、父親休暇及び両親休暇制度の導入、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所を設置する事業主に対する助成制度の創設、2003年9月から、第2子以降の子を出産した母親に対する国による一時金支給制度(時限措置)の創設などの新たな施策が次々と打ち出されている。</p>	<p>出産休暇 産前2か月及び産後3か月(計5か月間)に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務づけ(一定の場合延長可)。出産手当として休業前賃金の80%が事業主(一部国庫負担)から支給されるほか、労使間の全国労働協約において残り20%分も含めて保障される場合が多い。</p> <p>父親休暇 母親が死亡又は重病もしくは父親が専ら子の養育を行っている場合など、母親の有する出産休暇権の全体又は一部を取得可(期間や給付は出産休暇と同じ)。</p> <p>両親休暇 子が8歳になるまで両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は同7か月)。事業主から休業前賃金の30%相当額が支給。</p> <p>日々の休息 母親は子が1歳になるまで、有給で一定時間育児のため職場を離れる時間が認められる。</p>	<p>公立保育所が公的に制度化されたのが1971年と遅く、私立保育所に至っては1991年から認められ、保育サービスの整備は遅れている。生後3か月から3歳未満の子が対象であるが、その対象に占める保育所定員の割合は全国で6%に過ぎず、多くの親が親族の助けに大きく依存している。</p> <p>政府は、保育所不足に対応するため、1997年から新規保育所の設置等に資する約9,000億リラ(約450億円)の追加財政措置を講じ、地方を支援している。</p> <p>また、公的保育所の不足を補うため、2003年1月から、職場内に保育所や小型保育所を設置する事業主に対する助成制度を創設。12万5,000ユーロ(約1,700万円)を上限として、最高で建設費の8割までを国が補助している。</p>	<p>核家族手当—1988年に家族手当から分離し、被用者を主対象として、未成年の子が3人以上いる家庭に月110.58ユーロ(約1.2万円)を年13回支給(所得制限あり)。</p> <p>家族手当—農家や自営業者を対象として、未成年の子がいる家庭に1人当たり月額10.21ユーロ(約0.1万円)を支給。</p> <p>(核家族手当、家族手当は全国社会保障機関から給付され、財源は労使の保険料収入を主とし、一部国からの財政支援を受ける。)</p> <p>国による一時金支給制度 1年間の時限措置として、第2子以降の子を出産した母親に対して、国が1,000ユーロ(約13.3万円)を支給。対象は、2003年12月1日から2004年12月31日までの間に生まれた第2子以降の子。財源は、国庫負担。</p> <p>その他の手当—この他に、コムーネ(市町村)による出産手当、全国社会保障機関が所掌する出産手当がある。</p>

	近年の出生率の動向	少子化政策			その他
		全般的な傾向、近年の動向	出産・育児に関する休暇制度	保育サービス	
アメリカ	1960年代前半から70年代半ばまで低下したが、その後反転し、80年代後半には2まで回復。90年代以降は概ね2以上で推移(2002年2.01)	一般施策として家族政策に取り組む欧州諸国と異なり、公的施策の範囲は低所得者など問題のある層への限定的な支援という位置付けにとどめられ、私的な対応に委ねられている。それにもかかわらず、90年代以降も2以上の高い出生率を維持している背景には、低賃金労働者が多く存在し、保育サービスの費用が比較的安く抑えられ、市場で調達することが可能であることなどがあげられる。	「家族及び医療休暇法」に基づき取得できる12週間の休暇の理由の一つとして、家族の介護や本人の療養とともに育児が位置付けられている。育児については、子の誕生から1年以内に取得することとされており、取得期間の分割、時間単位での取得が可能であるなど柔軟な仕組みとなっている。休業給付はない。	女性の労働力率が高いが、子どもの保育は、基本的に私的な対応に委ねられ施設型の保育所(Daycare Center)と家庭型保育(Family Childcare)、ベビーシッターの雇用、親戚に預ける等の方法で行われている。保育所は、教会や非営利団体により運営されているものなどがあるが、いずれも親が私的に契約して利用し、低所得の援助を受ける家庭を除いて、親が利用料を負担する。また、家庭型保育は、自宅で他人の子どもを預かる仕組みで、州に登録し、1つの家庭で6人程度の子どもを預かる。国全体を通じた制度はなく、保育所の設置基準や家庭型保育の登録基準などは州が定める。また、連邦政府は州に対して、低所得家庭が良質な保育を受けることのできるプログラムに対する助成を行っている。	なし。 ただし、児童手当に相当する制度として児童税額控除がある。 児童税額控除－扶養控除(被扶養者1人につき3,100ドル(33.5万円)の所得控除)のほかに、17歳未満の扶養児童1人につき、年間1,000ドル(10.8万円)の税額控除。(控除額が納税額を上回る場合には給付。)世帯年収10,500ドル(113万円)以上の児童養育世帯が対象。